

# 山口大学の知的財産についてのQ & A

(学内の皆さんからの質問と回答)



**Q 1** 発明とはどんなものをいうのですか？

**A**

発明とは、簡単に言いますと、世界に知られていない技術上の有用な、世の中への提案ということができます。発明と思われるものがひらめきましたら、知的財産センターにお気軽にご相談下さい。

**Q 2** 発明の届出はどんなものをどこにすればよいですか？ 窓口はどこですか？

**A**

研究成果の中で、特許の取れそうなもの（企業に売り込めそうなもの等）を提出下さい。窓口は知的財産センターになります。知的財産センターでは、特許等の知的財産に関して、どんなことでも相談にのります。アクセスは、このリーフレットの最後の頁にあります。

**Q 3** 知的財産センターと(有)山口TLOはどういう関係ですか？ どう違うのですか？

**A**

大学で生まれた発明の権利取得は、知的財産センターで全てお世話します。また、出願後の発明や研究成果有体物のライセンスは、(有)山口TLOがお世話します。知的財産センターのすぐそばにあります。

**Q 4** 発明の届出はどうするのですか？ 様式はありますか？

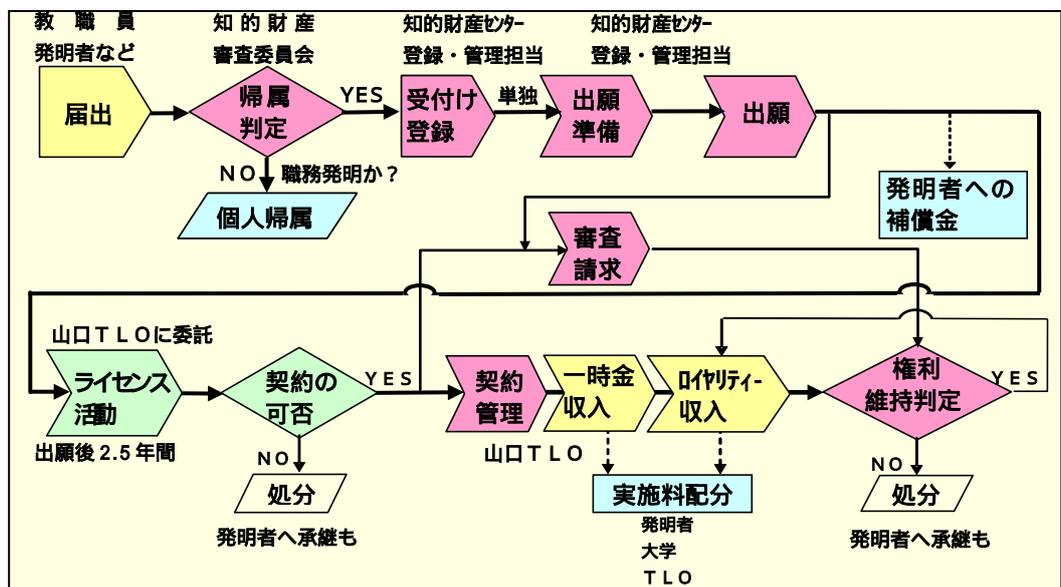
**A**

決まった様式に沿って記入して頂くだけでOKです。様式並びに具体的な記入例は、知的財産センターのHPにありますのでご参照下さい。不明な点がありましたら、知的財産センターにお気軽にお尋ね下さい。

**Q 5** 発明を届けた後にどのように取り扱われますか？

**A**

以下のようなフローで取り扱われます。



**Q 6** 発明者とはどんな人をいうのですか？

**A**

以下のような判定基準で取り扱われます。

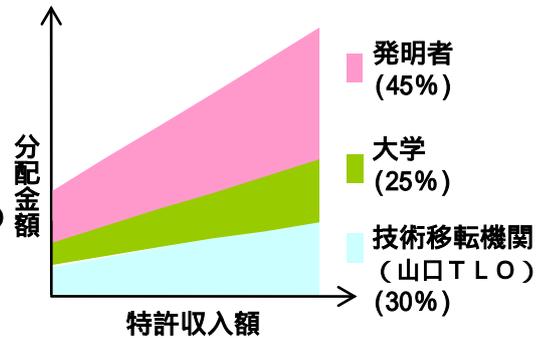
発明者になる人	発明者にならない人
(1) 具体性のある着想を提供した者は、発明者となります。	(1) 単に課題を提示しただけでは、発明者になれません。
(2) 課題解決のために、具体的な解決手段を提案した者は、発明者となります。	(2) 単に指示されてデータをまとめた者や実験の作業を手伝った者は、発明者ではありません。
(3) 具体性のある解決手段を提供して発明を完成に導いた者は、発明者となります。	(3) 発明者に資金や設備等を提供しただけでは、発明者になれません。

Q 7

発明した人はお金がもらえるのですか？

A

発明者の皆様へは、出願時補償金（5千円）登録時補償金（2.5千円）、実績補償金の3つがあります。実績補償金については、特許収入の額の多寡に関係なく、定率補償、上限なしで、発明者に手厚い補償となっています。補償の配分割合は、発明者45%、大学（管理部門、学部）25%、技術移転機関（山口TLO）30%を基準としています。（ライセンシングは山口TLOが行います。）



Q 8

特許が売れたらどうなるのですか？

A

特許の売り方には2通りあります。特許を売って（譲渡）一時金を得る場合と、特許を使ってもらい、使用料（ロイヤリティー）を得る場合です。どちらを選ぶかは双方の話し合いになります。

Q 9

ノウハウについてはどう取り扱われるのですか？

A

ノウハウは、秘訣とも訳され、教育ノウハウ、営業ノウハウ等も含める広い概念です。大学で、機関帰属の対象となるのは、発明に絡む有用な技術上の情報であって、しかも秘密状態で管理されているものに限っています。特許と同様に、第三者にロイヤリティーと引きかえに、ライセンスできる貴重な財産ですから取り扱いには気を付けましょう。但し、論文等で公にしますと、ノウハウは消滅します。

Q 10

論文発表した発明を特許出願することができますか？

A

6ヶ月以内であれば可能です。しかし、これらは例外的な救済措置であって、極めて危険です。なぜなら、発表した内容を見て、第三者から出願されれば、あなた自身は特許を取れなくなりますし、ヨーロッパ諸国は、この例外規定を認めないからです。

Q 11

共同研究や受託研究の成果（特許）はだれが所有しますか？

A

共同研究の成果は、大学と共同研究先の共有となります。受託研究の成果は、大学の所有となります。この場合の所有とは、組織的な支援管理であり、活用する主体は、大学では発明者である研究者です。

Q 12

特許出願費用はどうなりますか？

A

共同出願にかかる費用は、経費の面から、極力、相手企業にお願いしたいと考えています。大学単独出願については、大学で負担いたします。

Q 13

学生や院生が発明した場合、どう取り扱われますか？

A

学生や院生による発明の取り扱いについては、教員の指導の下での発明か、学生個人での発明かで異なります。指導の下での発明は、学生から大学へ譲渡すれば、大学研究者と同じ扱いになり、Q 7で示したお金がもらえます。一方、個人での発明の場合には、あくまで個人発明として個人管理となります。

## 山口大学知的財産センターへのアクセス

国立大学法人山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター

〒755-8611 山口県宇部市常盤台2丁目16-1 山口大学 常盤キャンパス内 共同研究開発棟2F

メールアドレス： [chizai@yamaguchi-u.ac.jp](mailto:chizai@yamaguchi-u.ac.jp) FAX： 0836-85-9967

ホームページ： <http://www.sangaku.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/chizai.html>

知的財産センター長 佐田 洋一郎 TEL： 0836-85-9968

ディレクタ 田崎 泰孝 TEL： 0836-85-9963

ディレクタ 岩山 瑛 TEL： 0836-85-9964

ディレクタ 加納 好昭 TEL： 0836-85-9966